

平成 22 年

第 3 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成 16 年函館市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「市立函館病院または」および「。第 4 条において同じ」を削る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 電気器具使用料は、前納しなければならない。

第 4 条および第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条から第 9 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 2 条関係）

区 分	金 額
洗濯機	使用 1 回につき 100 円
乾燥機	使用 1 回につき 50 円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 4 条第 1 項に規定するカード式利用券を保有する者から、当該カード式利用券の払戻しの請求があつ

たときは、この条例の施行の日から平成23年3月31日までの間に限り、当該カード式利用券の未使用額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、10円とする。）を払い戻すものとする。

（提案理由）

市立函館病院において使用料を徴収する電気器具を廃止するため